

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 9月28日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：16件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	サービス建屋換気空調機蒸気加熱コイル温度制御弁点検において、弁体及び弁箱に減肉が認められたため、当該弁を交換	D	
2	1号機	主タービン補助油ポンプ駆動用電動機上部油面計に油のにじみが認められたため、当該油面計を点検・修理	D	
3	1号機	集中環境施設用重油移送ポンプの入口ストレーナ（B）に詰まりが認められたため、当該ストレーナを清掃	D	
4	2号機	タービン衛帯蒸気排ガス放射線モニタ系バイアルサンプリング流量計に指示不良（ハンチング）が認められたため、当該流量計及びパージポンプを点検・修理	D	
5	2号機	気体廃棄物処理系活性炭ホールドアップ装置計装用空気系除湿塔の入口ストレーナに詰まりが認められたため、当該ストレーナを清掃	D	
6	3号機	非常用ディーゼル発電機海水ポンプ（A・B）出口圧力指示計等の点検において、計器元弁（計3台）にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
7	3号機	原子炉補機冷却系冷却水ポンプ（A・C）軸シール圧力指示計点検において、指示値の精度外が認められたため、当該指示計を交換	D	
8	3号機	低圧タービン（A・B）の上半外部車室溶接部浸透探傷検査において、線状指示模様及びブローホールが認められたため、当該部を修理	D	
9	3号機	主蒸気漏えい温度信号変換器（B）点検において、指示値の精度外が認められたため、当該計器を交換	D	
10	3号機	給水加熱器ドレンポンプ（A）パレル点検において、ピット内に溜り水が認められたため、対応検討	A	
11	3号機	廃棄物処理建屋中央制御室床ドレンろ過器制御盤警報表示確認用押ボタンの不良が認められたため、当該押ボタンを点検・修理	D	
12	3号機	廃棄物処理建屋機器ドレンサンプピット電導度検出器用フレキシブル電線管のコネクタ部に破損が認められたため、当該部を修理	D	
13	3号機	主復水器（A-1、A-2）冷却管の渦流探傷検査において、計24本に減肉率等基準超えが認められたため、当該冷却管に閉止栓を施工	D	
14	4号機	タービン建屋地階照明用分電盤（CKT-14）において、漏電しゃ断器の作動が認められたため、当該部を点検・修理	D	
15	5号機	気体廃棄物処理系排ガス予冷器（B）出口温度の上昇が認められたため、当該予冷器を点検・修理	D	
16	集中環境施設	ペレット等固化設備の混練機内部及び出口配管付近に詰まりが認められたため、当該部を清掃	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで